

(様式 1-3)

福島県（葛尾村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年7月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	70	事業名	胡蝶蘭栽培施設整備事業	事業番号	(5)-42-7
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	葛尾村（間接）		
総交付対象事業費	282,056（千円）	全体事業費	282,056（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>震災前の葛尾村では、水稻、畜産、葉たばこを中心に農業が営まれてきたが、原発事故を受け、風評被害や後継者の流出など営農環境が大きく変わった。離農を考える農家もいる一方で、村としても営農再開に向けた様々な取り組みを実施し、各部門の活動が少しずつ増えてきたところである。</p> <p>このような中、水稻、畜産等を営んでいた農業者等から風評被害の影響を受けにくい作物への経営転換を図り、胡蝶蘭栽培を始めたいという要望が村に寄せられ、村としても、村の復興計画で掲げる農業施策の方針に基づき、意欲のある農業者等を支援していくこととなった。</p> <p>村の基幹産業である農業の再生には、村の農業を担っていく意欲ある農業者の確保が重要である。当事業導入により、意欲ある農業者を園芸専業農家として育成し、将来的な胡蝶蘭の地域ブランド化を目指すことで、村全体の農業振興を図ることを目標とする。</p>					
事業概要					
<p>水稻、畜産等に代わり胡蝶蘭栽培を始める農業者等により農業法人を設立し、胡蝶蘭栽培の専門業者による栽培指導を受けながら高価格帯である白の大輪系胡蝶蘭を栽培し、年間1億円の産業規模を想定し、600坪の栽培施設を整備する。</p> <p>また、市場等へ年間を通じて安定供給するためには、温度・湿度等を一定に保ち、効率的・計画的に胡蝶蘭栽培を実施することが必要であることから、付帯設備として温度管理等に必要な電力を補うための太陽光発電施設及び蓄電池装置の設置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建設費・・・265,707千円</li><li>・設計費・・・16,349千円</li></ul> <p>※復興計画等への位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●かつらお再生戦略プラン<ul style="list-style-type: none"><li>(3) 2) 安心農業基盤・体制の強化プロジェクト<ul style="list-style-type: none"><li>② イ) 放射能被害に強いハウス栽培等の推進や新たな付加価値型作物への挑戦</li></ul></li></ul></li></ul> <p>ハウス栽培、水耕栽培等、放射能の影響がなく、風評被害の影響を受け難い新しい栽培体制の確立を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(3) 4) 再生可能エネルギーを活かした地域活性化プロジェクト<ul style="list-style-type: none"><li>②イ) 地域資源を活用した多様な再生可能エネルギー等の取り組みの拡大</li></ul></li></ul> <p>太陽光発電の農業・農地利用等については、土地の有効活用、収益向上、熱源等を活かした農業振興等、様々な効果が期待されていることから、営農しながら導入可能なソーラーシェアリングの導入や、ハウス栽培・植物工場等への活用等を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●農業再生事業化計画「美しい農がある風景を再び かつらお」<ul style="list-style-type: none"><li>4. 農業再生への道のり<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 第1段階「誰もが農地へ戻れる環境整備」</li></ul></li></ul></li></ul> <p>高収入作物として、花きの導入に向けて、新規栽培者及び新規参入者を確保するとともに、先端技術を活用した生産施設を整備し、共同での生産活動を支援します。</p>					

(2) 第2段階「新たな営農の展開」  
 共同生産で技術を習得した花き生産者に対し、新たな施設での生産を支援します。

(3) 第3段階「農業の将来像」  
 風評被害の少ない野菜のハウス栽培及び先端技術を活用した施設花き栽培を拡大しながら、園芸専業農家を育成し、産地形成を進めます。

**当面の事業概要**

<平成28年度>  
 胡蝶蘭栽培施設、太陽光発電所、蓄電装置の建設・設置

**地域の帰還環境整備との関係**

当村の基幹産業は農業であり、地域が再生・復興するためには、農業の再生・復興が必要不可欠である。当事業により胡蝶蘭栽培施設が整備されれば、今後村の農業を担っていく意欲ある農業者の帰還が促進されるとともに村全体の農業振興並びに地域再生を図ることができる。

**関連する事業の概要**

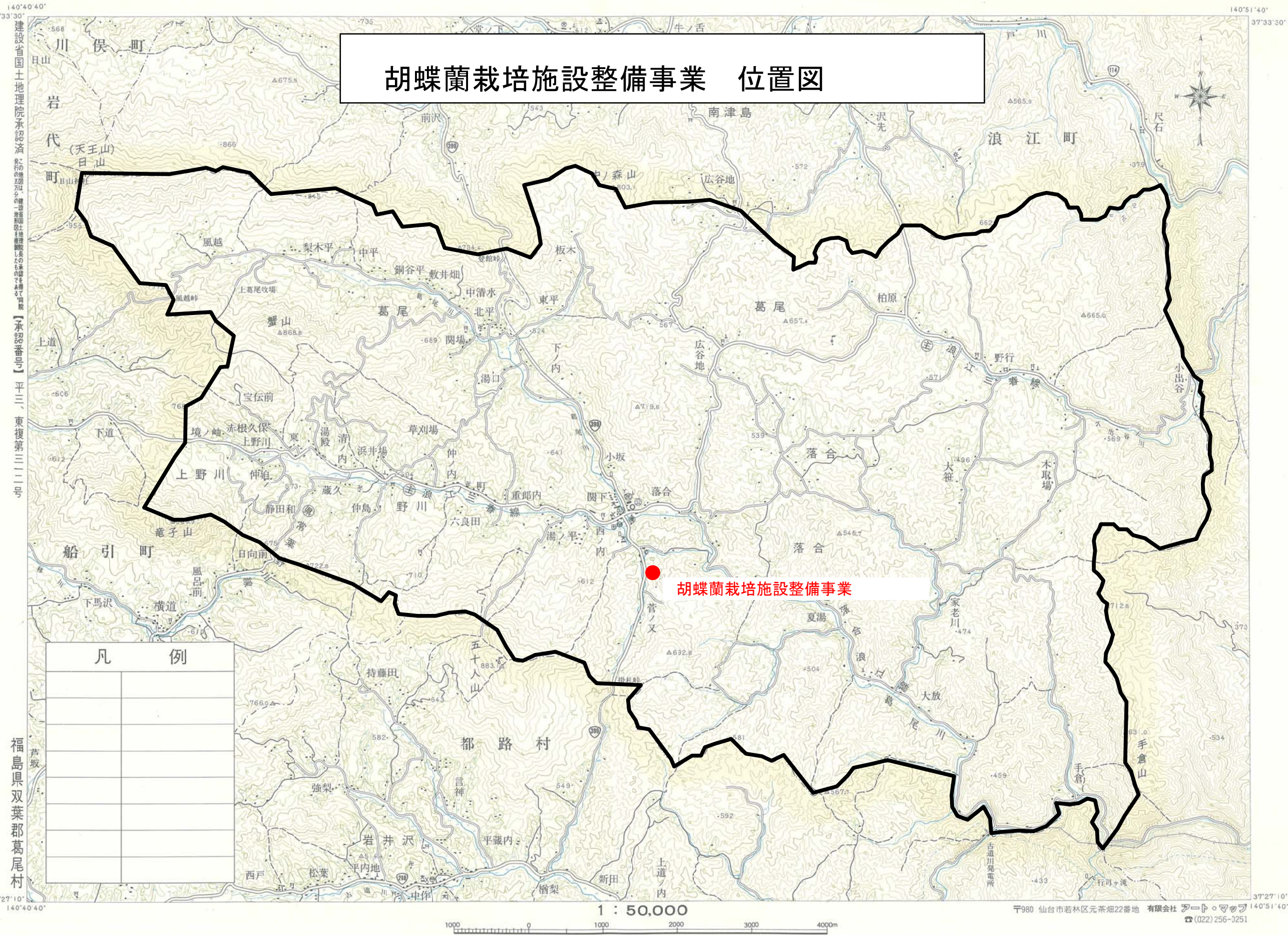
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

# 胡蝶蘭栽培施設整備事業 位置図



建設省国土地理院承認済  
この地図は、建設省国土地理院承認済の地図を基に作成されています。  
【承認番号】平三、東復第三二二号

福島県双葉郡葛尾村

凡 例	

1 : 50,000

